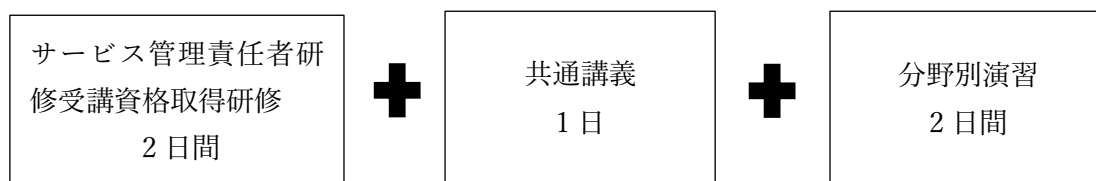
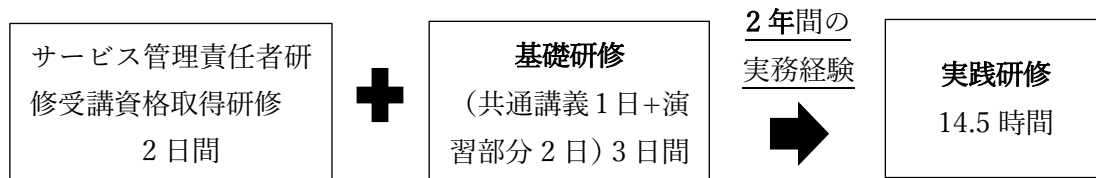


2019年度からのサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修について

2018年度（H30年度）まで、サービス管理責任者研修は「サービス管理責任者研修受講資格取得研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）」2日間+「サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（共通講義）」1日+「サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（分野別演習）」2日間、計5日間のカリキュラムを受講すれば資格を取得できていました。



今年度よりカリキュラムが変わり、「サービス管理責任者研修受講資格取得研修（相談支援従事者初任者研修講義部分）」2日間+「サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修/共通講義1日+演習部分2日間）」3日間を受講した後、5年間に指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上の実務経験を積み、「サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）」14.5時間を受講した後、正式に資格を取得できるという形になりました。



それに伴い、いままで「介護・就労・地域生活（知的・精神）・地域生活（身体）・児童」の5分野に分かれて行っていた分野別演習が廃止され、演習が一本化します。

したがって、サービス管理責任者研修「基礎研修」及び「実践研修」を受講し、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の実務経験を満たしていれば、全分野のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者含む）に従事可となり、2018年度（H30年度）までにサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の資格を取得されている方につきましても、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の実務経験を満たしていれば、全分野従事可となります。但し、サービスにおけるサービス管理責任者等の変更が生じた際は、県への申請が必要です。

また、今まで資格は永年使用できるものでしたが、2019年度より資格取得から5年ごとに一定の実務経験を満たしたうえで「更新研修」を受講する必要があります。今までに資格

を取得された方については 2023 年度までに受講をしていただくこととなります。